

東京地方裁判所立川支部 令和2年(ワ)第2710号

損害賠償請求事件

原告 榎本 清

被告 東大和市

証拠 説明書 (1)

令和3年4月26日

東京地方裁判所立川支部民事第1部4A係 御中

被告訴訟代理人弁護士 橋 本



乙1号証

証拠の標目 判決(写し)

作成名義 東京高等裁判所第19民事部

作成年月日 平成31年3月12日

立証趣旨 請願法5条が「請願を受理した官公署に対して何らかの応答を義務付けたり、請願の受理に何らかの法的効果を伴わせたりするものであると解することはできない」と判示する判決の存在

以上

平成31年3月12日判決言渡 同日原本領收 裁判所書記官

平成30年(行コ) 第339号 不作為の違法確認請求控訴事件(原審・東京地方裁判所平成30年(行ウ) 第258号)

口頭弁論終結の日 平成31年2月12日

判 決

東京都 [REDACTED]

控 訴 人 [REDACTED]

同 代 表 者 理 事 [REDACTED]

[REDACTED]

東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

被 控 訴 人 東 京 都

同代表者兼処分行政庁 東 京 都 議 会 議 長

尾 崎 大 介

同訴訟代理人弁護士 橋 本 勇 成

同 羽 根 一 成

主 文

- 1 本件訴えを却下する。
- 2 控訴費用は控訴人の負担とする。
- 3 なお、原判決は、控訴人の訴えの交換的変更により、失効している。

事 実 及 び 理 由

第1 控訴の趣旨

- 1 控訴人が郵送した全都議会議員宛ての請願書(平成30年5月10日付け)について、被控訴人が請願法5条に基づく受理又は不受理をしない不作為が違法であることを確認する。
- 2 被控訴人は、前項の請願書について、請願法5条に基づく受理をせよ。
- 3 控訴人が郵送した全都議会議員宛ての請願書(平成30年5月10日付け)

について、被控訴人が請願法4条に基づく作為義務を履行しない不作為が違法であることを確認する。

- 4 被控訴人は、前項の請願書について、請願法4条に基づく作為義務を履行せよ。

## 第2 事案の概要

- 1 本件は、控訴人が、東京都議会議長（以下「議長」という。）に対して全都議会議員宛ての請願書を郵送したのに、議長がこれらの請願書の接受をせず、各都議会議員に連絡をしなかった不作為が違法であると主張して、議長が属する普通地方公共団体である被控訴人に対し、無名抗告訴訟として、不作為の違法確認を求めた事案である。

原審が訴えを不適法なものとして却下したところ、控訴人がこれを不服として控訴した。そして、控訴人は、当審において、訴えを交換的に変更し、被控訴人に対し、①上記請願書につき請願法5条の受理又は不受理をしない不作為の違法確認、②同請願書につき同条の受理をすることの義務付け、③同請願書につき請願法4条の作為義務（請願者に正当な官公署を指示し、又は正当な官公署にその請願書を送付すること）を履行しない不作為の違法確認及び④同請願書につき上記作為義務を履行することの義務付けを請求し、被控訴人は上記訴えの交換的変更に同意した。

- 2 前提となる事実は、原判決の「事実及び理由」欄の「第2 事案の概要」の2（2頁2行目から5行目まで）に記載のとおりであるから、これを引用する。
- 3 当審における訴えの交換的変更後の請求についての当事者の主張は次のとおりである。

### (1) 控訴人の主張

議長は、請願法5条に基づき、同法に適合する請願を受理しなければならないところ、この受理及びこれを行わない不受理は、行政事件訴訟法3条の「処分」又は「公権力の行使」に当たり、受理も不受理もせずに本件各請願

書を控訴人に返送したのは請願法 5 条に違反する違法な不作為である。そして、本件各請願書は、同法に適合する請願に当たるから、議長は、これを受理しなければならない。

また、議長が本件各請願書を受理して誠実に処理すべき官公署でないとすれば、議長は、請願法 4 条に基づき、請願者に正当な官公署を指示し、又は正当な官公署にその請願書を送付しなければならないところ、これらの行為は行政事件訴訟法 3 条の「処分」又は「公権力の行使」に当たり、これをせずに本件各請願書を控訴人に返送したのは請願法 4 条に違反する違法な不作為である。そして、議長は、本件各請願書につき、正当な官公署を指示し、又は正当な官公署に送付しなければならない。

## (2) 被控訴人の主張

控訴人の訴えは不適法であるから却下されるべきである。

### 第 3 当裁判所の判断

1 当裁判所は、訴えの交換的変更後の本件訴えは不適法であるから却下すべきものと判断する。その理由は、次のとおりである。

#### (1) 請願法 5 条に関する請求に係る部分について

控訴人は、請願法 5 条の受理（及びこれを拒む不受理）が行政事件訴訟法 3 条の「処分」又は「公権力の行使」に当たることを前提に、同法 3 条 5 項の不作為の違法確認の訴え又は同条 1 項の無名抗告訴訟として、上記の受理又は不受理を行わないことが違法であることの確認を求めるとともに（第 1 の 1），同条 6 項の義務付けの訴え又は同条 1 項の無名抗告訴訟として、上記の受理をすべき旨を命ずることを求めるもの（第 1 の 2）と解される。

しかし、行政事件訴訟法 3 条にいう「処分」及び「公権力の行使」とは、公権力の主体である国又は公共団体が行う行為のうち、その行為によって、直接国民の権利義務を形成し、又はその範囲を確定することが法律上認められているものをいうところ（最高裁判所昭和 39 年 10 月 29 日第一小法廷

判決・民集18巻8号1809頁参照），請願法5条は，同法に適合する請願は，官公署において，「これを受理し誠実に処理しなければならない」と規定するにとどまり，同条が，請願を受理した官公署に対して何らかの応答を義務付けたり，請願の受理に何らかの法的効果を伴わせたりするものであると解することはできない。そうすると，請願をした者が，請願が受理され，又は受理されないことによって，その権利義務に直接何らかの影響を受けるとは認められないから，上記の受理及び不受理が，行政事件訴訟法3条にいう「処分」又は「公権力の行使」に当たるということはできない。

この点，控訴人は，請願書の提出は行政手続法2条1項3号の「申請」に当たり，これに対する応答は「処分」に当たると主張するようであるが，請願法5条が官公署に請願に対する諾否の応答義務を課したものと解することができないことは上記のとおりであるから，同法に基づく請願書の提出が上記の「申請」に当たるということはできず，控訴人の上記主張は前提を欠く。また，控訴人は，請願をすれば官公署の対応に対する期待権が生ずるから，その受理又は不受理は請願をした者の法的地位に影響すると主張するようであるが，上記期待権が生ずる法的な根拠はなく，採用することができない。

よって，本件訴えのうち請願法5条に関する上記請求に係る部分は不適法であるというほかなく，却下を免れない（なお，前記前提事実のとおり，本件各請願書は全都議会議員宛てのものであるから，議長が当該「請願の事項を所管する官公署」（請願法3条）に当たらないことは明らかであり，これを受理しなかったことが請願法5条に違反するということもできない。）。

## （2）請願法4条に関する請求に係る部分について

控訴人は，請願法4条の指示及び送付を行政事件訴訟法3条の「処分」又は「公権力の行使」と捉え，同法3条5項の不作為の違法確認の訴え又は同条1項の無名抗告訴訟として，上記の指示又は送付を行わないことが違法であることの確認を求めるとともに（第1の3），同条6項の義務付けの訴え

又は同条1項の無名抗告訴訟として、上記の指示又は送付をすべき旨を命ずることを求めるもの（第1の4）と解される。

請願法4条は、請願書が誤って請願の事項を所管する官公署以外の官公署に提出されたときは、その官公署は、請願をした者に正当な官公署を指示し、又は正当な官公署にその請願書を送付しなければならないと規定するが、同条が請願をした者に指示又は送付を求める権利を付与する趣旨であるとまでは解することができない。前記(1)のとおり、請願法5条は、請願を受理した官公署に対して何らかの応答を義務付けたり請願の受理に何らかの法的効果を伴わせたりするものではないことに照らすと、請願をした者が、上記の指示や送付がされるか否かによって、その権利義務に直接何らかの影響を受けるとも認められない。そうすると、上記の指示及び送付が行政事件訴訟法3条の「処分」又は「公権力の行使」に当たるということはできない。

よって、本件訴えのうち請願法4条に関する上記請求に係る部分は不適法であるというほかなく、却下を免れない。

- 2 以上のとおりであって、本件訴えは不適法であるからこれを却下し、なお、原判決は、控訴人の当審における訴えの交換的変更により当然にその効力を失っているから、その旨を明らかにすることとして、主文のとおり判決する。

東京高等裁判所第19民事部

裁判長裁判官

都筑政則

裁判官

飯塚圭一



東京高等裁判所

裁判官

山本拓

これは正本である。

平成 31 年 3 月 12 日

東京高等裁判所第 19 民事部

裁判所書記官 吉田

